令和3年度第2回和泉市都市計画審議会

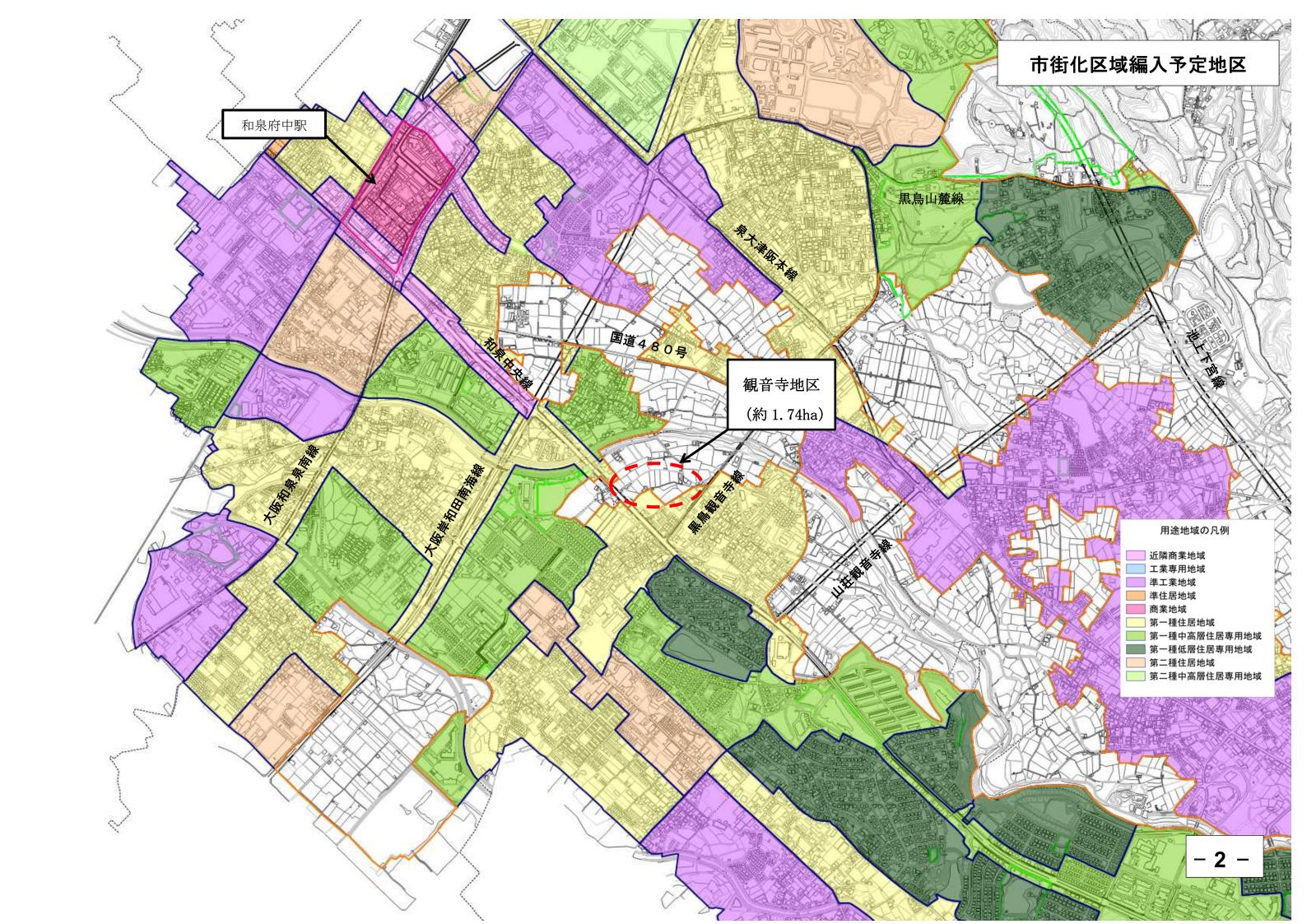
報告資料

目 次

資料 番号	案 件 名	ページ
1	南部大阪都市計画区域区分の変更について	1
2	(仮称)和泉市景観計画の策定について	3

資料番号1

南部大阪都市計画区域区分の変更について



資料番号2

(仮称) 和泉市景観計画の策定について

「(仮称) 和泉市景観計画」の策定について

1. 景観計画とは

平成16年に施行された「景観法」に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」をいう。景観まちづくりを進める基本計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定める。

2. 策定の背景及び主旨

現在、本市は市域の一部が「大阪府景観計画区域」に指定されており、これらの 区域内で、一定規模以上の建築物(工作物)の建築等を行う際には、大阪府への景 観法に基づく届出が必要となっている。

しかしながら、届出の対象となる行為は限定的で、本市の実情とは乖離する部分があり、良好な景観形成に向けた課題となっている。

よって、本市において地域の特性に調和した良好な景観まちづくりを推進するため、「(仮称)和泉市景観計画」の策定に取り組む。

3. 府内の状況

43市町村中18市町が景観計画を策定(令和3年11月末時点)

4. 検討体制

和泉市景観計画策定委員会の設置 学識経験者・関係団体・公募市民などで構成

5. スケジュール (予定)

令和3年度 庁内関係各課への照会・協議

令和4年度 現況調査等を踏まえ、和泉市景観計画(素案)の作成

令和5年度 大阪府協議・都市計画審議会を経たのち、景観行政団体への移行、 景観計画、景観条例及び景観ガイドラインの策定